

大口町告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定に基づき、町道路線を次のように認定する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月28日

大口町長 鈴木 雅 博

路線番号	路線名	起点	終点
403	町道上小口103号線	上小口一丁目 3 番 38 地先	上小口一丁目 3 番 129 地先
404	町道上小口104号線	上小口一丁目 3 番 38 地先	上小口一丁目 3 番 103 地先
405	町道上小口105号線	上小口一丁目 3 番 84 地先	上小口一丁目 3 番 102 地先
406	町道上小口106号線	上小口一丁目 3 番 120 地先	上小口一丁目 3 番 125 地先
407	町道上小口107号線	上小口一丁目 3 番 134 地先	上小口一丁目 3 番 145 地先
1226	町道秋田126号線	伝右二丁目 84 番地先	伝右二丁目 81 番地先